

平成 29 年 11 月

各 位

大阪市都市計画局
建築指導部建築確認課

建築物の屋根に用いる FRP 防水の取扱いについて

大阪市建築基準法取扱い要領（平成 29 年 4 月 1 日改訂）1－14 「建築物の屋根に用いる FRP 防水の取扱い」において FRP 防水材の使用が可能な建築物の屋根又は屋根の部分を掲載していますが、平成 12 年建設省告示第 1358 号第 5 第一号ニに該当する防火被覆によって、令第 107 条の 2 に規定する屋根の準耐火性能を確保した場合は、屋根ふき材は規制されません。ただし、防火地域、準防火地域、法第 22 条による指定区域に該当する場合等、別途、屋根ふき材に必要とされる性能が求められる場合がありますので注意してください。